

応急手当普及員が実施する普通救命講習会の流れ

救命講習会を実施すると決めたら・・・

1. 開催場所を確保する。(相模原市内に限る)
2. 蘇生訓練用人形等の貸出し予約を(公社)相模原市防災協会で行い、「普及講習用資器材借用申請書」(第10号様式・第10条関係)を提出する。

その際、「応急手当普及員認定書」(要綱第9号様式・第11条関係)提示。(コピー提出)

3. (公社)相模原市防災協会ですべて事前に教材(テキスト等)を購入する。(消防指令センター1階)
4. 資器材貸出日に(公社)相模原市防災協会又は各本署(相模原消防署・北消防署・南消防署・津久井消防署)へ資器材を取りに行く。



注意！

修了証の発行は、要綱第6条第2項に記載しています。

(普通救命講習会が該当)

5. 器材の掃除及び点検を行う。
6. (公社)相模原市防災協会又は各本署(相模原消防署・北消防署・南消防署・津久井消防署)へ蘇生訓練用人形等を返却する。その際、「救命講習報告書」(要綱第10号様式・第7関係)と「応急手当普及員実施普通救命修了証交付申請」(要綱第3号様式・第2関係)及び「受講者名簿」を提出する。
7. 防災協会から修了証作成連絡があったら、取りに行き受講者に配布する。